

⑧-1 破産・会社整理・特別清算、会社更生の申立事件

報酬の種類	弁護士報酬の額
着手金（税込）	資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1)事業者の自己破産 55万円以上 (2)非事業者の自己破産 22万円以上 (3)自己破産以外の破産 55万円以上 (4)会社整理 110万円以上 (5)特別清算 110万円以上 (6)会社更生 220万円以上
報酬金	①に準ずる（この場合の経済的利益の額は、配当資産、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定する） ただし、前記(1)(2)の自己破産事件の報酬金は免責決定を受けたときに限る。

※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。

※免責申立事件（免責異議申立事件を含む）のみを受任した場合の着手金は左の着手金の2分の1、報酬金は左の報酬金の算定方法を準用する。